○　取調べの状況に関する立証（第１９８条の４の改正）

第１９８条の４を次のとおり改めること。

検察官は，被告人又は被告人以外の者の供述に関し，その取調べの状況を立証しようとするときは，できる限り，取調べの状況を記録した書面，録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体その他の取調べ状況に関する資料を用いるなどして，迅速かつ的確な立証に努めなければならない。